

共済組合（健康保険）の被扶養者認定要件

共済組合の被扶養者認定要件に該当すると思われる方は事前に添付書類を準備し、SSCで申告入力した上で、速やかに送付等にて総務サービス課福利厚生・認定グループに提出してください。（府立学校へ配属された方は、学校総務サービス課府立学校グループへ提出）

- ・ 添付書類のうち住民票、戸籍謄本、戸籍記載事項証明書、所得証明書については、提出日の3ヶ月以内に発行されたもの（事実発生日の状況と相違ないもの）を提出してください。扶養手当等非支給証明書は、採用日（4月1日）以降に証明されたものを提出してください。
- ・ 採用日（4月1日）現在、被扶養者認定要件に該当している場合は、配属先でSSC入力する際、入力補助シート及び添付書類を持参してください。
- ・ 4月1日付け採用者の場合は、必ず、**採用日（4月1日）から30日以内**（30日目が週休日又は休日の場合は翌開庁日まで）に申告をしてください。なお、30日を経過して申告された場合には、申告日からの認定となり、それまでの間の資格を取得できませんので、注意してください。
また、4月1日以降新たに認定要件に該当する事実（出生等）が発生した場合（変更を含む）や認定要件がなくなった場合、**事実発生日から30日以内**に届出（変更）の手続をしてください。
もし、30日を過ぎて届出をされた場合、資格の認定日が遅れたり、遡及して医療費等を返還していただくことがあります。

被扶養者の認定要件

次の被扶養者の範囲にあてはまり、主として職員の収入によって生計を維持している者であることが必要です。

しかし、この要件に該当する者であっても、他の健康保険の被保険者となっている者、収入限度額以上の収入がある者は、被扶養者として認定することはできません。また、共済組合の被扶養者の認定を受けようとする者について、職員以外の扶養義務者が民間会社や、他の自治体（大阪府含む）から扶養手当等を受給している場合は、認定できませんので注意してください。

被扶養者の範囲

- ①職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ②職員と同一世帯に属する三親等内の親族で①に掲げるもの以外のもの（同居要件あり）
- ③職員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、職員と同一世帯に属するもの（同居要件あり）

*収入限度額について

恒常的な収入総額（※）が	・日額 3,612円 ・月額 108,334円 ・年額 130万円	} 以上の者については認定することができません。
--------------	---	--------------------------

ただし、障害を支給事由とする年金受給者又は60歳以上の者の収入限度額は年額180万円です。

※恒常的な収入とは、給与収入、年金収入（個人年金含む）、事業収入（営業所得・雑所得等）、保有資産から生じる収入等を指します。なお、ここでの収入とは、税金や社会保険料等の控除前の収入額のことです。また、事業収入がある場合、税法上で控除できる経費でも扶養認定上は控除にならない経費もあります。

<参考>「年収の壁・支援強化パッケージについて」

パート・アルバイト等の給与収入がある方で、勤務先の人手不足による労働時間延長等により一時的に扶養認定にかかる収入の限度額を超過したときでも、勤務先が一時的な収入変動である旨を証明することで、被扶養者として認定できる場合があります。